

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年9月30日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条、第7条関係）				別表第2（第6条、第7条関係）			
本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務				本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務			
部	課 等	課等の長に 充てる職	主な担当業務	部	課 等	課等の長に 充てる職	主な担当業務
[略]				[略]			
政策地域部	[略]			政策地域部	[略]		
	科学 I L C 推進室	[略]			科学 I L C 推進室	[略]	
					<u>台風災害 復旧復興 推進室</u>	<u>台風災害復 旧復興推進 室長</u>	<u>他課等に対する応援 に関すること。</u>
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。